

公正取引委員会からの勧告と指導について

本日、佐藤商事株式会社(以下、当社)は、公正取引委員会から、下請代金支払遅延等防止法(以下、下請法)に基づく勧告及び指導(以下、本勧告等)を受けました。下請法第4条第1項第4号「不当な返品禁止」(勧告)、第4条第1項第2号「下請代金の支払遅延の禁止」(指導)の規定に違反すると判断されたものです。

取引先様をはじめ関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

1.本勧告等の概要

勧告につきましては、当社では、取引先様と取り交わした購買基本契約書をもって、取引先様に受入検査を委託していると誤った認識をしておりました。その結果、当社での受入検査の実施、または取引先様への書面での受入検査の委託を実施出来ていない状態、不具合のある商品を返品しておりました。なお、実際に不具合品を返品する時は、取引先様に不具合状況を確認していただいた上で返品しておりました。

指導につきましては、当社では、取引先様と取り決めた支払方法に基づいてお支払いをしておりましたが、本来一括決済方式(ファクタリング等)でお支払いをすべきところ、当社の認識が不足していたこと等により、期日現金方式になっているケース、及び物品等を受領した日から起算して60日を超えた支払方法となっているケースがありました。

2.本勧告等に対する当社の対応

勧告として違反行為の対象となる取引先数は19社であり、対象取引先様に対しては、返品分の下請代金相当額等である14百万円を既にお支払いしております。

指導として違反行為の対象となる取引先数は81社であり、対象取引先様に対しては、遅延損害金(遅延利息)に相当する金額32百万円を既にお支払いしております。

当社は、この度の勧告等を、当社の下請法に関する知識・認識不足、モニタリングの不備等に起因するものと、大変重く受け止めております。今後も役員及び全従業員への周知徹底と啓蒙、継続的な研修の実施、社内のチェック体制の強化、モニタリングの実施等を通じて、再発防止に努め、法令遵守を徹底してまいります。

<お問い合わせ先>

佐藤商事株式会社 審査法務部
(電話番号) 03-5218-5311

以上